# 入札参加資格審査申請説明書

令和6年度第五期統合利用・セキュリティ基盤構築及び賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けようとする者は、次の事項に留意の上、競争入札参加資格審査申請書その他申請に必要な書類(添付書類等を含む。以下「資格審査申請書類」という。)を提出すること。

- 1 一般競争入札に付する事項
  - (1) 事業年度:令和6年度から令和12年度まで
  - (2) 調達業務の名称:令和6年度第五期統合利用・セキュリティ基盤構築及び賃貸借
- 2 入札参加資格審査申請の要件

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決 定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査におい て和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

- (1) 次に掲げる条件を満たす者であること。
  - ア 次の(ア)から(キ)までのいずれにも該当しない者であること。
    - (ア) 成年被後見人
    - (イ) 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者
    - (ウ) 民法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 149 号)附則第 3 条第 3 項 の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法 (明治 29 年法律第 89 号)第 11 条に規定する準禁治産者であって、契約締 結のために必要な同意を得ていない者
    - (エ) 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を 受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
    - (オ) 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な 同意を得ていない者
    - (カ) 破産者で復権を得ない者
    - (キ) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、入札に参加することを停止された期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
  - イ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定している場合は、この

限りでない。

- ウ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号) 第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による 更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。 ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法 第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定がある場合には、この限りでない。
- エ 和歌山県の区域内(以下「県内」という。)に本店又は支店その他の事業所を有する者にあっては、県税に係る徴収金を完納していること。
- オ 消費税及び地方消費税を完納していること。
- カ 申請日現在において、1 年以上の営業経験を有し、かつ、法人にあっては、原則 として、入札に参加を希望する業務種目を法人の目的としていることが、登記事 項証明書により確認できること。
- キ 入札に参加を希望する業務種目の営業を行うにつき、法令等の規定により必要な官公署の免許、登録、許可、認可等を受けている者又は必要な官公署への届出等を行っている者であること。
- ク 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない 者であること。
- ケ次の(ア)から(ケ)までのいずれにも該当しない者であること。
  - (ア) 和歌山県暴力団排除条例(平成23年和歌山県条例第23号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号規定する暴力団員等若しくは同条第2号に規定する暴力団員ではないが、暴力団と関係を有しながら、その組織の威力を背景として暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団等」という。)が経営し、又は経営に実質的に関与している者
  - (イ) 不当と認められる目的を有して暴力団等が経営し、又は実質的に関与している者を利用している者
  - (ウ) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者
  - (エ) 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (オ) 下請契約、資材・原材料の購入契約、委託契約その他の契約に当たり、 その契約の相手方が、(ア)から(エ)までのいずれかに該当する者であること を知りながら、当該契約を締結している者
  - (カ) 国、地方公共団体その他の公共団体(以下「公共機関」という。)の入札、 契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した容疑で逮捕、書類送検 若しくは起訴され、刑が確定した者(その刑に処せられ、その刑の執行を 終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった者を除く。)が経営し、 又は経営に実質的に関与している者

- (キ) 県内の公共機関が執行する入札に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくは暴力を用いる者が経営し、又は経営に実質的に関与している者
- (ク) 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度の信用を毀損する者が経営し、又は経営に実質的に関与している者
- (ケ) (キ) 又は(ク) のいずれかに該当する者となった日から 1 年を経過し ない者
- (2) この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織(以下「コンソーシアム」という。)にあっては、構成員のいずれについても前項の要件を満たす者であること。
- (3) 入札公告の日から過去 5 か年の間に 1 の (2) に掲げる業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を誠実に履行した者であること。ただし、当該契約の契約期間が 5 年以上である場合は、入札公告の日から過去 3 か年の間に当該契約を誠実に履行した者であること。
  - コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。
- (4) 次のアからウまでのいずれかに該当する担当技術者が 2 名以上所属する者である こと。
  - コンソーシアムにあっては、上記技術者が構成員のいずれかに属するものである こと。
  - ア 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号) 第 32 条第 1 項の規定により情報工学部門 又は電気電子部門(情報通信を選択科目として受験した者に限る。)の技術士の登 録を受けた者
  - イ 経済産業大臣から情報処理の促進に関する法律(昭和 45 年法律第 90 号。以下「法」という。)第 29 条に規定する情報処理技術者試験(次の(ア)から(ソ)までに掲げるものに係るものに限る。)の合格認定を受けている者((キ)から(シ)まで、(セ)及び(ソ)に掲げるものに係る情報処理技術者試験については、通商産業大臣の合格認定を受けている者を含む。)
    - (ア) ITストラテジスト
    - (イ) システムアーキテクト
    - (ウ) エンベデッドシステムスペシャリスト
    - (エ) ITサービスマネージャ
    - (オ) 情報セキュリティスペシャリスト
    - (カ) テクニカルエンジニア (ネットワーク、データベース、エンベデッドシステム、システム管理又は情報セキュリティ)

- (キ) プロジェクトマネージャ
- (ク) ネットワークスペシャリスト
- (ケ) データベーススペシャリスト
- (コ) システムアナリスト
- (サ) 上級システムアドミニストレータ
- (シ) アプリケーションエンジニア
- (ス) 情報セキュリティアドミニストレータ
- (セ) システム監査技術者
- (ソ) システム運用管理エンジニア
- ウ 法第 15 条第 1 項の情報処理安全確保支援士の登録を受けた者
- エ 一般財団法人日本要員認証協会マネジメントシステム審査員評価登録センター(JRCA)が行う情報セキュリティマネジメントシステム(以下「ISMS」という。)審査員登録において、主任審査員又はエキスパート審査員の登録を受け、これを維持している者
- (5) ISMS(JIS Q 27001:2023(ISO/IEC 27001:2022)又は JIS Q 27001:2014(ISO/IEC 27001:2013))の認証を取得している者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

(6) 和歌山県が示す仕様を満足する資格審査調書を提出した者であること。

#### 3 資格審査の提出書類

(1) 資格審査を受けようとする者は、次に掲げる申請書類を提出すること。ただし、 次に掲げる書類のうち官公署の証明書に係るものについては、発行後 3 か月以内の 原本又はその写しに限る。

なお、コンソーシアムにあっては、イからケまでの書類については構成員ごとに 提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書(別記第1号様式)
- イ 業務概要調書(別記第2号様式)

「営業年数」欄は、創業から入札公告日までの期間(営業停止の期間がある場合は、当該休止期間を営業年数から控除する。)を記載すること。当該期間に 月未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。

- ウ 業務実績調書(別記第3号様式)
- エ 役員等に関する調書(別記第4号様式)
- オ 法人にあっては、登記事項証明書
- カ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあっては、和歌山県が課する税(延滞金等を含む。)の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書
- キ 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税

#### 証明書

- ク 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における決算を明らかにする書類 (法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれら に相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)
- ケ 誓約書(別記第5号様式)
- コ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)(別記第6号様式)
- サ 2の(3)に掲げる契約を履行したことを証明する書類の写し
- シ 2の(4)の要件を満たすことを証明する書類の写し
- ス 2の(5)の要件を満たすことを証明する書類の写し
- セ 2の(6)に掲げる資格審査調書(別記第7号様式)
- ソ コンソーシアムにあっては、コンソーシアム協定書の写し(コンソーシアム代 表者以外の者が契約代金の請求及び収受を行う場合は、必ずその構成員の分担業 務にその旨記載すること。)
- (2) 「和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱」に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、当該名簿に登載されていることが確認できる書類をもって(1)のイからクまでの書類の提出に代えることができる。
- (3) (1) のアからエまで、ケ、コ及びセに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとする。
- 4 資格審査申請書類の受付期間等
  - (1) 資格審査申請書類については、令和6年10月29日(火)から同年11月19日 (火)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条 第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前9時から午 後5時30分までの間に受け付ける。

なお、郵送による場合は、令和 6 年 11 月 19 日 (火) 午後 5 時 30 分までに必着 するように行わなければならない。

(2) 申請書類の受付は次の場所で行うものとし、郵送による場合は次の場所に送付すること。

和歌山県総務部行政企画局情報基盤課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館4階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-2401

e-mail e0121004@pref.wakayama.lg.jp

5 申請書類の提出部数

申請書類の提出部数は、1部とし、その写し1部を添付するものとする。

- 6 申請書類に関する質問の受付および回答
  - (1) 申請書類の作成等について質問がある者は、令和6年10月29日(火)から同年11月11日(月)午後5時30分までの間に情報基盤課に対して、別紙「質問申出書」により書面等(電子メールe0121004@pref.wakayama.lg.jpを含む。)により質問を行うものとする。
  - (2) (1) の質問に対する回答は、令和6年11月18日(月)までに質問者に回答する ものとし、その内容については、仕様書を交付した者に対して、提出された入札説 明書別紙1(仕様書に係る誓約書)に記載された電子メールアドレスあてに同日ま でに送信することにより公表するものとする。

## 7 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査申請者には、競争入札参加資格審査結果通知書により令和6年 12月2日(月)までに通知するものとする。ただし、コンソーシアムにあっては、そ の代表者に対して通知するものとする。

なお、競争入札参加資格審査結果通知書は、その後の入札において必要となるので大切に保管するものとする。

- 8 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明
  - (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対して、その理由について書面により説明を求めることができる。この場合において、書面の規格は A4 判とし、その様式は自由とする。
    - ア 提出期限:通知を受けた日の翌日から起算して 10 日(県の休日を除く。)以内とする。
    - イ 提出先:4の(2)の受付場所と同じとする。
    - ウ 提出方法:書面は、持参により提出しなければならないものとし、それ以外で の提出方法は認めないものとする。
  - (2) (1) の説明を求めた者に対する回答については、(1) の書面を受けた日の翌日から起算して3日(県の休日を除く。)以内に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

### 9 その他留意事項

- (1) 資格審査申請書提出後又は資格発効後、次に掲げる事項に該当する変更があった場合には、直ちにその旨を届け出るものとする。
  - ア 事業者の商号又は名称を変更したとき。
  - イ 法人の代表者に変更(役職名のみの変更を含む。)及び個人の氏名に変更があったとき。
  - ウ 法人の役員に変更(役職名のみの変更を含む。)があったとき。

- エ 事業者の主たる事務所の所在地(電話番号及び FAX 番号を含む。)を変更したとき。
- オ 代理人に関する事項(代理人の職氏名並びに代理人が所管する支店等の名称及び所在地(電話番号及び FAX 番号を含む。)) に変更があったとき。
- カ 県への役務の提供等を希望する支店、営業所等に関する事項(名称及び所在地 (電話番号及び FAX 番号を含む。)) に変更があったとき。
- キ 業務に必要な許可、登録、資格等の保有状況に変更があったとき。
- ク 営業規模を著しく変更したとき、及び法人にあっては、資本金に変更があったとき。
- ケ 営業所の休止又は廃止をしようとするとき。
- コ 所定の民事再生、会社更生又は会社整理の事態に該当するに至ったとき。
- (2) 申請に必要となる添付書類のうち一つでも不足があれば、受理できないので十分 確認のうえ提出するものとする。
- (3) 申請書類の作成及び入札参加資格審査申請に関する必要(費用等)は、申請者の負担とする。
- (4) 提出期限以降の申請書類の差し替え及び再提出は認めないものとする。
- (5) 申請書類は、返却しないものとする。
- (6) 申請書類作成に当たり使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準 時及び計量法(平成4年法律第51号)によるものとする。
- (7) 申請書類に虚偽の記載をした場合は、その入札参加資格審査申請は無効とする。